

「いいです」の一言で高額な商品が!!

～必要ない時はきっぱり断る!～

相談事例

自宅に電話がかかってきた。「寄付をお願いします。同和に関する本を買ってもらえないか。」と言うものだった。断るつもりで曖昧に「いいです」と返事をしてしまった。数日後、5万円の本と請求書が送られてきた。どうすればよいか。(60代 男性)



この他にも・・・ 紳士録、雑誌、新聞、皇室写真集、健康食品、新聞掲載の広告料などの勧誘があります。

なるほど

契約はお互いの合意により成り立ちます。
口約束だけでも契約は成立します。
よって電話口でも、いらない時ははっきり断ることが重要です。

ここがポイント

1. いらない時ははっきり「必要ありません!」と断りましょう。
2. 商品が届いた場合は、必要がなければクーリング・オフ(無条件解約)をしましょう。電話勧誘の場合は書面を受領した日から8日以内であればクーリング・オフ(無条件解約)ができます。
3. 寄付などと称して福祉団体などを名乗り、良心につけ込む勧誘もあります。ご注意ください。

この事例のように、一度電話をかけ、商品を送り付けるケースが増えています。



だまされないちゃん

消費生活に関するトラブルは佐賀県くらしの安全安心課(消費生活相談窓口へ)

TEL:0952-24-0999(相談専用) (土・日曜も相談を受け付けています。月曜は休館です)